

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月7日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	札幌市では、児童扶養手当に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、児童扶養手当の資格管理、給付の事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。別表第一の37項により個人番号を利用することができるのは、児童扶養手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	札幌市では、児童扶養手当に関する法律及びこれらの法律に基づく政令・省令等により、児童扶養手当の資格管理、給付の事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。別表の56項により個人番号を利用することができるのは、児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法改正に伴う修正 文言修正
令和6年6月7日	I-3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	番号法第9条第1項 別表の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	番号法改正に伴う修正 文言修正
令和6年6月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第2欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（57の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	番号法改正に伴う修正